

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊都城駐屯地
第373会計隊長 池田 創平

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」と「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号			調 達 要 求 番 号			物 品 番 号			仕 様 書 番 号			
6HFS1UJ00420			6SWH1A73064 0001									
品名 または 件名												
非常用発電設備保守点検												
部品番号 または 規格												
仕様書のとおり												
使 用 器 材 名												
数 量		単位	銘 柄			使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00		ST										
納地または工事場所						引 渡 場 所						
都城駐屯地						管理科営繕班（受電所）						
搬 入 場 所						納 期 ま た は 工 期						
柚木崎技官（544）						令和9年3月31日（水）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書及び入札心得等については、第373会計隊契約班及び西部方面会計隊ホームページに掲載する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和8年7月24日（金）10時00分 会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。

エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

キ 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」でD等級以上に格付けされている者であること。

(2) 公告の掲示場所

陸上自衛隊都城駐屯地、陸上自衛隊えびの駐屯地、陸上自衛隊国分駐屯地、都城商工会議所及び西部方面隊ホームページ

ジ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>

(3) 落札決定方法

総額決定（当該所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。）

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

- ア 第2項に示す競争入札に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
- イ 入札金額を訂正してある入札、及び入札書の記載事項及び押印が不鮮明なもの
- ウ その他入札に関する条件に違反した入札
- エ 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- オ 入札書を受領していない者の入札

(6) 契約書等作成

契約者は決定後、遅滞なく契約金額により契約書を作成する。

(7) その他

- ア 適用する契約条項
 - 「役務請負契約条項」
 - 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - 「暴力団排除に関する特約条項」
- イ 入札に関する委任等を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
- ウ 郵送による入札は認めるが令和8年7月23日（木）17時までに必着するように郵送すること。（電話・電報及びFAXは認めない。）
- エ 入札書については、都城駐屯地会計隊契約班にて配布する。なお、受領が難しい場合はFAXにて送付する。
- オ 市場調査価格（積算内訳を含む）を令和8年7月21日（火）までに提出すること。（任意ではありますが、ご協力願います。）
- カ 入札日当日（郵便入札があった場合）に不調となり再度入札を行う場合は、別示とする。なお、再度入札を執行する場合は、初度入札者にその旨を通知する。
- キ 入札日当日会計隊入札室の入室時間については、09時50分からとする。

(8) 入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊都城駐屯地 第373会計隊 契約班 担当：梅ヶ谷
TEL(0986)23-3944（内線347）
FAX(0986)23-0832
メールアドレス：373fin-wafin-wa@inet.gsdf.mod.go.jp

(8) 仕様書に関する問い合わせ先

陸上自衛隊都城駐屯地 管理科 営繕班 担当：柚木崎（内線544）

非常用発電設備保守点検

件 名	非常用発電設備保守点検					図面No.	1/9
図 名	表 紙					縮 尺	—
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	営 繕	管 財	電 気 係	作 成 者
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊						令和8年6月 18日	

仕様書

1 件 名 非常用発電設備保守点検

2 場 所 宮崎県都城市久保原町1街区12号 陸上自衛隊都城駐屯地

3 概 要 非常用発電設備の保守点検（C点検）

4 機器仕様

(1) 非常用発電設備 明電舎 Z X K 5 0 0 H B 1台

ア 発電機 明電舎 E - A F

イ 原動機 コマツ S A 6 D 1 7 0 - B

ウ 自動始動発電機盤 明電舎 V S - 3 C

エ 直流電源装置（始動用） 明電舎 M E 2 C H - F 2 4 V 7 A

オ 蓄電池（始動用） 古河電池 M S E - 2 0 0

(2) 送油ポンプ テラル G P L II - 1 0 V 2台

(3) 軸流ファン ミツヤ A P # 1 0 0 0 2台

5 一般事項

(1) 本役務は、本仕様書による他、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」及びメーカー仕様にに基づき実施するものとする。

(2) 受注者は実施にあたり、各関係法規及び諸法令を遵守するとともに、その運営及び適用は受注者の負担と責任において実施するものとする。

(3) 受注者は、保守点検整備を実施した機器の保守点検作業報告書等を作成し担当官に提出するものとする。

(4) 写真は保守点検実施前、完了後及び作業段階ごと及び担当官の指示する箇所をを撮影し提出するものとする。

(5) 本仕様書に記載なき事項でも当然保守点検整備が必要な事項及び担当官が軽微な事項を指示した場合には受注者の負担において実施するものとする。

(6) 保守点検に際し、本作業外の箇所を汚・破損させた場合は速やかに担当官に報告するとともに、受注者の負担において速やかに原型復旧させるものとする。

(7) 本役務で使用する材料は全て新品とし、製造所の純正部品又は推奨する部品を使用するものとする。

(8) 点検の際、別途経費を必要とする不具合箇所があった場合は、見積書を添付し担当官へ報告するものとする。また、保守点検終了後であっても契約期間中に不具合と思われる事項が生じた場合は、直ちに受注者の責任において原因を特定し、見積書を添付し担当官へ報告するものとする。

(9) 本役務において発生した産業廃棄物（廃油等）については、受注者の責任において、関係法令に基づき搬出・処分し、マニフェスト（E票）の写しを提出するものとする。

6 特記事項

(1) 点検項目は保守点検表のとおりとする。

(2) 交換部品は交換部品一覧表のとおりとする。

(3) 非常用発電設備の試運転は無負荷運転とし、駐屯地設備に影響を与えないように実施すること。

(4) 自家用発電設備の点検・試験実施者は、発電機メーカーがその技能を有すると認める者が実施し、自家用発電設備専門技術者等の免状もしくは講習終了証等の写しを担当官に提出するものとする。

件 名	非常用発電設備保守点検	図面No.	2/9
図 名	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和8年6月18日	

7 保守点検表

(1) 配電盤及び主要機器点検

点検項目	点検内容
盤全体	①据付及び扉の開閉具合 ②接地線の腐食の有無 ③各部締付ボルト、ビス類の締付状態 ④異音、異臭、異物、汚損の有無 ⑤塗装の剥離、発錆の状態 ⑥雨水の浸入や結露の状態 ⑦換気扇、換気口（フィルタ）の状態 ⑧各部の清掃
盤表面	①表面取付け器具破損の有無 ②操作開閉器類の操作具合 ③計器内部の塵埃、結露の有無 ④各表示灯の異常の有無 ⑤計器の零点指示、振れの状態
盤内面	①電磁接触器、配線用遮断器の異常の有無 ②変成器・避雷器の変色、破損の有無 ③引出装置のセリ、ロック状態 ④その他主要機器（遮断器）の異常の有無
主回路	①母線の変色、変形、発錆の有無 ②支持碍子、絶縁物の変色、破損の有無 ③サーモラベルの変色の有無 ④ケーブルヘッドの異常の有無
制御回路	①制御開閉器、補助継電器類の異常の有無 ②ヒューズの断線、異常の有無 ③端子台の汚損、破損の有無 ④配線の損傷、断線、結束の状態
試験・測定	①絶縁抵抗測定 ②保護装置連動試験
遮断器	①接触器に外観上、破損及び損傷はないか ②操作機構に摩擦、発錆はないか ③バネ類に発錆、変形はないか ④締付部にボルトナットのゆるみや脱落はないか ⑤制御回路の接続部にゆるみなどはないか ⑥制御回路の開閉器にアークによる損傷はないか ⑦引出装置の導電部接触状態はよいか ⑧引出装置の動作は円滑か

件名	非常用発電設備保守点検	図面No.	3/9
図名	保守点検表	縮尺	—
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和8年6月 18日	

(2) 自動制御部（マイコンユニット）点検

点検項目	点検内容
機器全体	①表示部の輝度、表示切替動作の確認 ②半導体、抵抗、コンデンサの外観点検 ③ユニットコネクタの状態確認 ④設定器、継電器等外観・動作確認 ⑤各部の締付状態の確認 ⑥各部の汚損、損傷、変色の確認

(3) 絶縁抵抗測定

点検項目	点検内容
絶縁抵抗測定	①主回路52G1次側 ②主回路52G2次側 ③発電機界磁巻線 ④励磁機回路 ⑤制御電源 ⑥遮断器操作電源 ⑦変圧器1次側 ⑧充電器入力 ⑨冷却水ヒーター ⑩盤内照明・コンセント ⑪スペースヒーター

(4) 保護連動試験（全ての項目を写真で報告すること）

点検項目	点検内容
保護連動試験	①潤滑油圧力低下 ②冷却水温度上昇 ③過回転（動作値特性試験） ④始動渋滞 ⑤緊急停止 ⑥過電圧（動作値特性試験・時限特性試験） ⑦不足電圧（動作値特性試験・時限特性試験） ⑧燃料最低油量 ⑨CPU異常 ⑩過電流（動作値特性試験・時限特性試験） ⑪地絡過電圧（動作値特性試験・時限特性試験） ⑫補機故障 ⑬蓄電池異常 ⑭充電器故障 ⑮燃料油面低下 ⑯燃料油面上昇

件名	非常用発電設備保守点検	図面No.	4/9
図名	保守点検表	縮尺	—
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和8年6月 18日	

(5) 発電機点検

点検項目	点検内容
外観点検	①フレーム、ブラケット各部の変形、発錆の有無 ②カップリングボルト、基礎締付ボルトの緩みの確認 ③保護カバー、通風口の状態確認 ④防振装置の不具合の確認 ⑤温度計、ヒーター等付属部品の取付状態の確認 ⑥塵埃、油等の付着の有無
巻線・鉄心部	①巻線の変形、亀裂の有無 ②鉄心の変色、変形、発錆の有無 ③絶縁物の変色、脱落の有無 ④塵埃等による汚損、目詰まり、異物の有無 ⑤リード線、渡り線の状態確認
界磁部	①励磁機カバー内の汚損、異物の有無 ②整流素子、冷却ファンの状態確認 ③締付部の状態確認 ④巻線の変形、亀裂の有無 ⑤鉄心の変色、変形、発錆の有無 ⑥絶縁物の変色、脱落の有無 ⑦塵埃等による汚損、目詰まり、異物の有無 ⑧リード線、渡り線の状態確認
軸受部	①グリスの汚れの有無 ②接合部からの漏油の有無
端子部	①口出線の劣化、汚損、損傷の有無 ②端子箱、保護カバーの取付の状態確認 ③接続部、ケーブルヘッド、絶縁処理の状態確認 ④接地線の取付状態、外傷、緩みの有無
全般	①運転中異常音、異常振動、異臭の有無 ②発電機電圧の異常の有無

(6) 充電器・蓄電池点検

点検項目	点検内容
充電器	①各部緩みの確認 ②充電器入力電圧の測定 ③浮動充電電圧測定

件名	非常用発電設備保守点検	図面No.	5/9
図名	保守点検表	縮尺	—
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和8年6月18日	